

令和 7 年度湖西市消防防災センター  
クラウド型電話交換機（クラウド PBX）導入業務  
提案要求仕様書

湖西市消防本部 消防総務課

令和 7 年 9 月

# 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 章 事業名 .....           | 3  |
| 2 章 事業目的と目標 .....       | 3  |
| 2.1 目的 .....            | 3  |
| 2.2 目標 .....            | 3  |
| 3 章 現状と課題 .....         | 4  |
| 3.1 現行の概要 .....         | 4  |
| 3.2 本事業における課題 .....     | 4  |
| 4 章 業務概要 .....          | 6  |
| 4.1 事業計画の範囲 .....       | 6  |
| 4.2 スケジュール .....        | 7  |
| 4.3 本業務に関連する契約 .....    | 8  |
| 5 章 システム要件 .....        | 9  |
| 5.1 機能 .....            | 9  |
| 5.2 ネットワーク .....        | 9  |
| 5.3 既存機器の仕様 .....       | 10 |
| 6 章 作業における詳細要件 .....    | 10 |
| 6.1 調査フェーズ .....        | 10 |
| 6.2 要件定義フェーズ .....      | 10 |
| 6.3 設計フェーズ .....        | 10 |
| 6.4 試験フェーズ .....        | 11 |
| 6.5 移行フェーズ .....        | 12 |
| 6.6 端末構築フェーズ .....      | 13 |
| 7 章 運用サポート・保守 .....     | 13 |
| 8 章 品質保証 .....          | 14 |
| 9 章 別途契約の要件 .....       | 14 |
| 10 章 研修 .....           | 15 |
| 11 章 契約満了後の機器の取扱い ..... | 15 |
| 12 章 プロジェクト管理 .....     | 15 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 12.1 体制及び要員 .....             | 15 |
| 12.2 打合せ・報告 .....             | 16 |
| 13 章 成果品 .....                | 16 |
| 14 章 その他 .....                | 16 |
| 14.1 業務の再委託 .....             | 16 |
| 14.2 知的財産権の帰属等 .....          | 17 |
| 14.3 機密保持 .....               | 17 |
| 14.4 情報セキュリティに関する受託者の責任 ..... | 17 |
| 14.5 契約不適合担保責任 .....          | 18 |
| 14.6 法令等の遵守 .....             | 18 |
| 14.7 特記事項 .....               | 18 |

## 1 章 事業名

令和 7 年度湖西市消防防災センタークラウド型電話交換機（クラウド PBX）導入業務

## 2 章 事業目的と目標

### 2.1 目的

本プロポーザルの目的は、現庁舎のアナログ回線による電話を刷新し、電話交換機のクラウド化によるイニシャルコスト及びランニングコストの削減を行う。また、令和 8 年度 4 月 1 日運用開始の湖西市消防防災センター（以下「新庁舎」という。）移転に伴い、想定するオフィスレイアウトや庁内 Wi-Fi 環境を最大限に活用し、行政事務から災害時の電話業務遂行の円滑化を目的とする。

### 2.2 目標

事業の目的、発注者が担う業務の状況等を踏まえた本委託業務の目標を示す。

#### 1. 電話受付業務の効率化

- 課題解決や目標達成した状態：受付業務の効率化が実現し、市民の待機時間や転送を減少させ、効率的な案内が行われている状態。
- 定量的な評価指標：担当外の電話受付業務を 50%削減する。

#### 2. 在宅ワークの促進

- 課題解決や目的達成した状態：職員の在宅ワークが円滑に実施され、柔軟な働き方が実現されている状態。
- 定量的な評価指標：在宅勤務の実施率の向上率。例えば、クラウド電話導入前に比べて在宅勤務の実施率が 100%以上向上していること。

令和 6 年 4 月から 7 月末日までの 4 か月間で、消防職員 96 人の在宅ワーク回数は、10 回であり、年間 30 回と予想する。クラウド電話導入後は、年間 60 回を目指す。

#### 3. 職員の満足度向上

- 職員の満足度を測定し、新しい働き方に対する満足度の向上を評価します。具体的には、アンケート調査やフィードバックの収集を通じて、職員の満足度が向上していることを確認します。

#### 4. 災害対応能力の向上

- 課題解決や目的達成した状態：災害対策本部のレイアウト変更に対応し、

大規模災害時にも市民からの電話及び FAX が繋がる状態。

- 定量的な評価指標：スターリンク網を使用し、光回線の障害時にも 100%外線電話、内線電話及び FAX が通じること。

以上の目標は、業務の成否を規定するものではないが、受託者の取り組みの指針として扱うこととする。

### 3 章 現状と課題

#### 3.1 現行の概要

##### 3.1.1 既存 PBX の契約及び保守内容

現行のオンプレミス PBX は、119 番指令装置（以下「指令装置」という。）の一部として平成 28 年に導入され、定期的な保守のもとで安定的に運用している。令和 8 年度指令装置の更新に伴い、構内交換設備も更新となる。

現行契約は、沖電気工業株式会社と締結しているが、本契約に移管する機器はない。

##### 3.1.2 庁内ネットワーク

現行の庁内 LAN 及びアナログ回線と関連はない。新庁舎の LAN 計画、責任分界点は 5.2「ネットワーク」を参照する。

#### 3.2 本事業における課題

##### 3.2.1 ABW オフィスやテレワークへの対応：新庁舎では、現代の柔軟な働き方を採用するため、自席固定での業務を廃止する。そのため、職員が場所にとらわれず、電話対応を実施できる必要がある。

##### 3.2.2 職員のクラウド電話への慣れとルールの確立：現庁舎では、アナログ回線による固定電話にて電話対応を行っている。新庁舎では、スマートフォンを使用した電話対応に慣れるまでの時間やルールの確立のため、トレーニングやマニュアルの作成、定期的なフォローアップなどが必要となる。

##### 3.2.3 クラウド電話用 Wi-Fi 及びスターリンク回線との調整：新庁舎では、BYOD により LTE 回線の使用を想定した形態になる。しかし、災害時にはスターリンク回線の Wi-Fi を使用した電話業務の形態も想定される。新庁舎に設定された、スターリンク回線との調整が必要となる。BYOD 利用のため、スマートフォンソフトウェアのアップデート等の調整が必要となる。

また、IP 電話機を接続予定の LAN は、VLAN としており、データ通信帯用にスターリンク、光インターネットも併用するため調整が必要となる。

3.2.4. セキュリティ対策と災害対策の強化：現庁舎では、アナログ回線による災害優先電話を 3 回線契約している。新庁舎は、消防防災センターとなるため、災害対策を強化する。特に、受注者の保有するサーバーのセキュリティ面の強化が重要。構内機器及び受注者サーバーのバックアップ対策が必要。盗聴対策の必要もある。

3.2.5. スマートフォンの台数、チャネル数、番号数の適切な設定：現庁舎では、固定電話を 2 人で 1 台使用している。新庁舎では、BYOD での LTE 回線を利用した電話対応になるが、災害時はスターリンク回線を利用した SIM なしスマホも検討している。本契約後クラウド電話に対応した SIM なしスマホの調達をする必要がある。

3.2.6. 来庁者受付業務の効率化：来庁者が間違えて事務室を訪れるなどの課題がある。緊急出動する隊員と衝突する危険性や情報漏洩、ウイルス感染のリスクもある。総合受付を検討したが、受付に配置する職員の人員が確保できない。

本契約後、無人の受付システムを導入予定である。iPad に 0A0 番号を付与し、外線でクラウド電話に発信することを想定している。

3.2.7 ページング機能：現庁舎では、地震発生時など緊急時に施設内の職員を招集する場合、アナログ回線の固定電話からページング機能を使用している。新庁舎で設計されているアンプとの調整が必要になる。

3.2.8 別敷地の官公庁舎との連携：湖西市内の官公庁と外線転送や内線電話が将来的に求められる。市部局などの受付が専門の部署や消防防災センターで音声品質を求めた時に、FMC サービスとの連携等汎用性が必要になる。

3.2.9 既存番号の移行、新番号取得、光回線業者との契約：業務電話を円滑に行う必要がある。新庁舎になるため、光回線も新たに契約する必要がある。通常業務から災害時利用することを考慮して、回線業者、外線番号移行、取得の提案、調整を行う必要がある。

3.2.10 別途調達のスマートフォンとの調整：消防防災センターでは、定められた災害が発生した場合、災害対策本部が立ち上げられる。様々なレイアウトに対応するため、SIM なしスマホ、ハザードトークを導入する。ハザードトークにアプリケーションをインストールできることや SIM なしスマホの仕様の提案が必要。

3.2.11 複合機の FAX 受信との調整：現庁舎では、アナログ回線により複合機で FAX を受信している。新庁舎にも複合機を移設し、FAX を受信する想定である。LAN 配線からアナログ回線へ変換し、複合機に接続する必要がある。また、災害時は複合機を移動して災害対策本部内で FAX を利用するため複合機の保守契約業者と調整が必要。

以上が本業務をとりまく事業の背景と目的、および課題についてのまとめです。これらの課題に対して、具体的な対策やアクションを検討し、効果的な事業改善を提案してください。

## 4 章 業務概要

### 4.1 事業計画の範囲

#### 4.1.1 事業内容

本事業では、クラウド PBX（必要機器を含む）の調達、設計、構築、移行、運用を実施する。

現行システムからスムーズに移行し、利用者にとって利便性の高い通信環境を提供することを目的とする。また、導入後の運用支援や保守体制を確立し、長期的に安定したサービスを提供できる環境を整備する。

#### 4.1.2 契約形態及び機関

契約形態：クラウド PBX の利用契約

構築期間：契約開始日～令和 8 年 3 月 19 日まで

運用期間：令和 8 年 3 月 19 日～令和 13 年 3 月 31 日

支払い方法：クラウド PBX の環境構築後、適法な支払い請求書が提出された日から 30 日以内に支払うものとする。

※なお、本契約はクラウド PBX 導入及び令和 8 年 3 月 31 日までの使用に関する契約であり、令和 8 年度以降の使用契約は、別契約とする。運用期間を定めるが、1 年毎の契約更新とし、ランニングコストは月額払いとする。この使用契約において、本契約により提示した金額から増額となる場合、使用契約は解除する。（アカウント数追加による増額を除く）

#### 4.1.3 運用想定

クラウド PBX の運用にあたり、下記利用者数や回線数の管理を行う。

- ・利用者数 約 133 名
- ・内線数 143 本（内線のグループ回線を除く）
- ・外線 33 回線（チャンネル数 32 本）
- ・IP 固定電話機 8 台（うち、内線電話用 2 台）
- ・SIM なしスマホ 28 台（発注者調達）

別紙 1「電話番号表」を参照すること。

#### 4.1.4 機器の仕様

湖西市消防本部消防総務課（以下「本市」という。）が想定する機器の仕様は次のとおりとする。なお同等の品質・機能が実現できる場合は、本市が想定する機器以外の提案も差し支えない。

なお、調達する機器に関しては全て貸出しとする。契約満了時までの、発注者の故意以外による故障等は無償で対応し、契約満了後の機器は本市へ無償で貸与すること。本市から要望があった場合は、機器内の情報を削除すること。

##### 【IP 固定電話機】

- ・液晶ディスプレイを備えていること。
- ・納入するものは、未使用の新品であること。
- ・その他、本事業で問題なく使用できる機能を備えていること。
- ・モジュラージャックから電話機までの LAN 配線をすること。（床から棚高さ 900mm）
- ・TAKACOM VR-D179 等の外付け録音装置の接続が可能であること。

※その他詳細の仕様は、5.1 機能 様式第 7 号「機能要件回答書」へ記載する。

##### 【ゲートウェイ、HUB、ネットワーク機器等】

本事業で問題なく使用できる機能を備えていること。

#### 4.2 スケジュール

- (1) 令和 7 年 9 月 RFP の募集
- (2) 令和 7 年 11 月 契約締結
- (3) 令和 7 年 12 月 構築開始
- (4) 令和 8 年 1 月 システムテスト完了
- (4) 令和 8 年 2 月 システム納品・試験
- (5) 令和 8 年 3 月 新番号による仮運用、職員のトレーニング
- (6) 令和 8 年 3 月 19 日 本稼働（仮）

※新庁舎建設工事の進捗状況、構築作業の規模等によりスケジュールを見直す場合もある。



#### 4.3 本業務に関連する契約

##### 4.3.1 本業務の前工程、後工程に位置する契約

工程の前後に位置し、本業務の遂行に影響を与える業務を示す。

- ・令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事契約

上記契約は、令和 8 年 2 月 20 日竣工に向けて建設が進められている。工程の遅れ等により、電話線、構内配線等の遅れにもつながる。反対に早まる可能性もある。

現時点で、新庁舎での試験は 2 月中旬を予定している。

- ・令和 7 年度受付システム導入

上記契約は、本委託業務の契約締結後に契約を予定している。受付システムとの調整を行う必要がある。

- ・クラウド PBX 用スマートフォン購入

上記契約は、本業務に使用する SIM なしスマホを本業務契約後に購入をする。

システムと親和性の良い機種 of 提案が必要。

##### 4.3.2 対象システムに影響を与える契約

改修、運用、保守等で対象システムそのものに接する作業を含む契約を示す。

- ・回線事業者及び通信事業者と必要な契約を行う。本業務の契約後、受注者が推奨する契約を本市が行う。

- ・複合機の保守業者と契約の継続。複合機に受信予定の FAX 番号 2 番号はクラウド PBX の配下になる。LAN 配線のモジュージャックから複合機までの配線及びアナログ回線への変換器の用意が必要。FAX の 2 番号にあっても、障害発生時は 0A0 番号へ転送し、FAX が受信、送信できるようにする。

##### 4.3.3 対象システムと接続・連携するシステムに関する契約

対象システムとネットワーク接続、あるいはデータ連携するシステムに関する契約を示す。

- ・スターリンクのアンテナを庁舎に設置し、新庁舎内に Wi-Fi が整備されている。ネットワークの調整が必要。さらに、スターリンクのインターネット回線を利用することも想定

する。

## 5 章 システム要件

### 5.1 機能

「令和 7 年度湖西市消防防災センタークラウド型電話交換機(クラウド PBX)導入業務プロポーザル実施要領」様式第 7 号「機能要件回答書」を参照

### 5.2 ネットワーク

指令装置及び LGWAN のネットワークとは切り離し構築する。

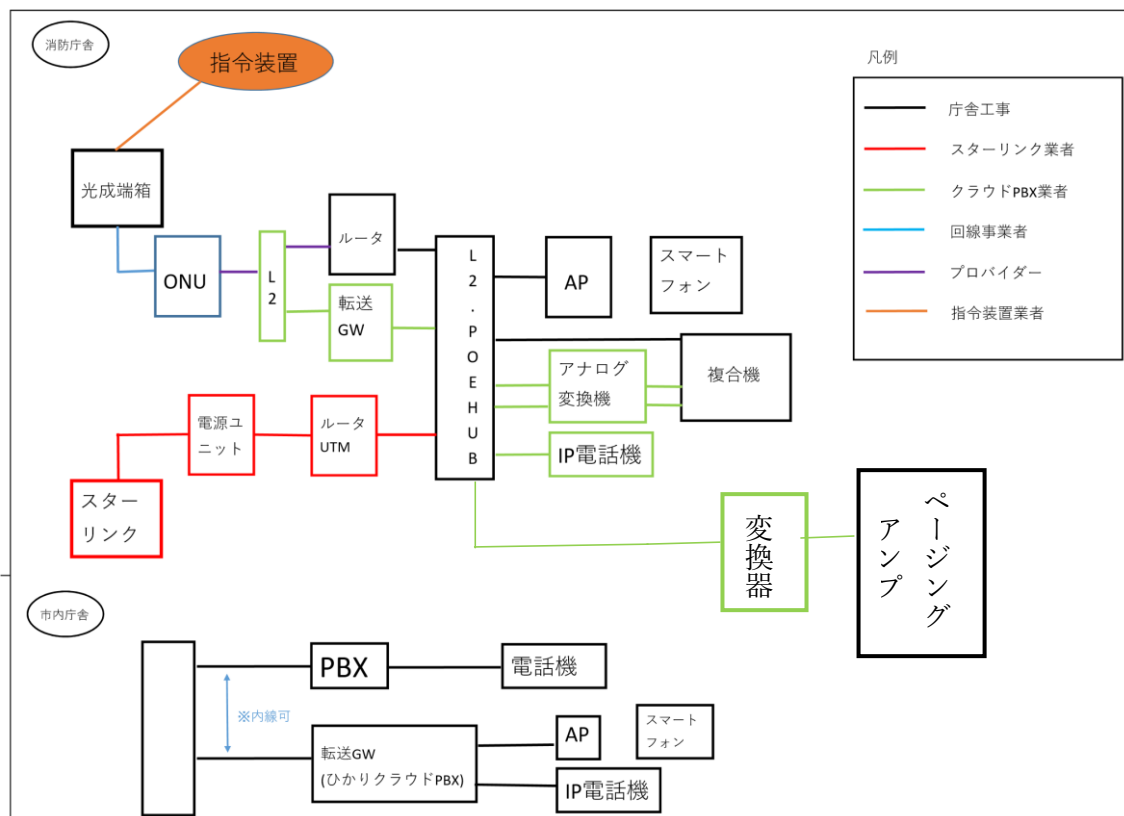
スターリンク、光インターネット回線と調整すること。モジュージャックまでの LAN 配線は本市にて行う。図中緑線部分は、受託者にて導入する。

責任分界点を示すため、想定しているネットワークを下記、図 1「ネットワーク図」に示す。

受注者は、クラウド PBX に関するネットワーク機器の調達、設計、構築を行うものとする。

ネットワーク図

図 1



### 5.3 既存機器の仕様

本市にて設置済みの機器を下記に示す。

既存の機器を参照し、効率の良い構成を構築すること。

L2：YAMAHA SWX2210

L2 POEHUB：YAMAHA SWX2210P

AP：YAMAHA WLX322

スマートフォン：iPhoneSE iOSVer18 以上 チップ A15 以降 を予定。

複合機：CANON imageRUNNER ADVANCE DX C3826F

ページングアンプ：プリアンプマトリクスパネル「VX-3000PM」

## 6 章 作業における詳細要件

### 6.1 調査フェーズ

発注者からの依頼に基づき、業務の一環として調査・研究に係る作業を実施する。

調査・研究対象や手法等は、発注者の求める仕様となっているかの再確認など、本事業の目的に沿う客観的な事実を得るためのものでなければならず、発注者と事前の合意を経てから実施しなければならない。

このフェーズの成果は報告書としてまとめ、その内容について発注者から承認を得る。

### 6.2 要件定義フェーズ

発注者及びシステム利用者から業務・システムに関する要求をヒアリングする。ヒアリング結果から、現状分析・課題分析を行い、システムにおける機能要件・非機能要件・ファシリティ要件・セキュリティ要件、業務におけるサービス要件を定義する。

定義した要件は、中間成果物としてまとめ、その内容についてシステム利用者と合意した上で発注者から承認を得る。

### 6.3 設計フェーズ

#### 6.3.1 外線設計

クラウド PBX 導入にあたり、既存の外線番号を維持しながら、新たなシステムに適応させる。運用開始日に既存外線番号の切り替え時間を空けず行えるようにする。必要なチャネル数及び回線を確保する。

#### 6.3.2 内線設計

新システムにおける内線番号体系を適切に設計し、部門ごとのグループ化を行う。保留・転送機能の最適化により、スムーズなコミュニケーションを実現する。

## 6.4 試験フェーズ

設計のとおり動きをするかをすべての処理において試験する。あらかじめ品質基準を明らかにし、定量的な手法により品質を管理すること。

試験において、品質基準を満たせなかった場合、修理を実施すること。品質基準を満たした後、試験結果を報告書としてまとめ、発注者から承認を得る。

新庁舎内に設置するインターネット機器及び配線は、令和 8 年 2 月より使用ができる想定である。実際の機器を使用し、試験を実施することとし、受託者は発注者とスケジュールを調整する。

具体的な作業内容を示す。

### (1) 試験工程の定義

- ・結合試験：対象システム全体において、プログラム及びモジュールが 5.1 で示す機能要件どおり正しく機能することを確認する。
- ・総合試験：対象システムが 5.1 で示す非機能要件を満たすかを確認する。
- ・セキュリティ試験：対象システムが 5.1 で示すセキュリティ要件を満たすかを確認する。

### (2) 試験計画書の作成

5 章で示した機能要件回答書に沿って試験をすること。

ただし、発注者と協議し、追加となった機能要件は追加すること。

計画書の作成は、受託者とする。

### (3) 試験実施

#### ① 試験工程共通要件

結合試験及び総合試験の各工程において共通する要件を以下に示す。

1. 受託者は試験の管理主体として試験の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
2. 受託者は発注者及び関連する他システムの関係者との作業調整を行うこと。
3. 発注者に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。
4. 各試験終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、発注者と協議の上、試験実施報告書を作成すること。
5. 他システムとの接続試験を実施する際には、発注者、当該システム開発及び保守業者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。

#### ② 試験データ要件

試験データに係る要件を以下に示す。

1. 試験データは、原則として受託者において用意すること。
2. 試験データの管理は、受託者が責任を持って行うこと。

### ③ 結合試験

1. 結合試験に必要な機器等は、受託者の負担と責任において準備すること。
2. 製造した成果物が仕様に適合し、かつ本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上で、試験を実施すること。

### ④ 総合試験

1. 総合試験に必要な機器等は、発注者が準備するため、試験を実施するために必要な各種設定を受託者の責任において実施し、本番環境と同等の環境を準備すること。
2. 性能及び負荷の試験においては、本番環境と同様の環境により相応の負荷等をかけ、問題が発生しないことを確認すること。

### ⑤ セキュリティ試験

1. 開発したソフトウェアについて、攻撃手法（バッファオーバーフロー、SQL インジェクション等）として既知である入力があった場合にシステムのセキュリティに影響を及ぼさないことを確認すること。
2. システムの動作環境又は動作前提であるハードウェア及びソフトウェアについて、既知の脆弱性が存在しないこと、及び既知の攻撃手法に対して脆弱な設定が行われていないことを確認すること。
3. 上記事項の確認は、適切な試験ツールを選択して想定されるパターンを網羅的に行うこと。
4. セキュリティ試験において発見された脆弱性及び当該脆弱性に関して実施した対処について、試験実施報告書に記載すること。

## 6.5 移行フェーズ

移行の方針としては、以下のとおりとする。

- (1) 契約締結後、速やかに移行計画を提出すること。
- (2) 電話関連機器の設定及び各事務所への配布、通話試験、運用支援をすること。  
モジュージャックまでの LAN 配線及び端末の電源の確保については  
本事業には含めない。
- (3) 現場での構築作業は、原則、平日の定時（8 時 15 分～17 時）に行うこと。  
また、新庁舎建築工事中のため、現場に入る作業が必要な場合は、別途調整が必要とな

る。

- (4) 構築に伴う外線番号のサービス停止時間を無くするため、回線事業者の転送機能を使用するなど計画をすること。
- (5) 仮運用開始前に利用者マニュアルを提示し、当期間中に利用者が十分に利用方法を習得できるように努めること。
- (6) 仮運用時は、新たに取得する番号を使用し、本運用に近い仮運用ができるように計画をすること。
- (7) 番号計画を提出すること。内線番号はできる限り 3 桁とするが、技術的な要因等の理由で対応できない場合は提案に含めること。
- (8) 本稼働は令和 8 年 3 月 19 日とし、全ての電話番号が切り替わるよう調整すること。

## 6.6 端末構築フェーズ

各端末にはネットワークの設定を行い、クラウド PBX との接続を行うこと。各種通話テスト、機能テストを実施し問題のないことを確認すること。

### ※各種ライセンス

本事業に必要な各種ライセンスは、受託者が準備すること。

必要に応じ、ライセンスの各ユーザー、各端末の割り当て作業を行うこと。

## 7 章 運用サポート・保守

クラウド PBX の安定稼働を維持するため、適切な運用サポートと保守体制を確立すること。定期的なメンテナンスを実施し、障害発生時には迅速な対応を行うこと。

### 【運用サポート】

問い合わせ窓口を設置し、通常及び障害時の連絡体制を 1 本化すること。

発注者の依頼により、ID、番号の追加、削除や内線グループ、外線グループ等の編集、自動転送の設定、共通電話帳の編集等を年 7 回 400ID の範囲内で行うこと。また、依頼のあった日から 1 週間以内で実施すること。

機能要件等の問い合わせに関しては、制限なく対応すること。

### 【定期メンテナンス】

システムの安定性を確保するため、定期的なソフトウェア更新やセキュリティパッチ適用を行うこと。ただし、更新等は夜間 22 時～5 時の間に実施し、転送設定等の機能を活用し、業務継続稼働率を下回ることがないように、発注者と調整後に行うこと。

最新の OS に対応できるよう、早期に更新をすること。

### 【障害対応】

ハードウェアに障害が発生した場合の緊急対応及び恒久対応の実施については、現地対応もしくはオンラインでのリモート対応とし、異常検知から受託者の翌開庁時までに対応できること。

ソフトウェアに障害が発生した場合の緊急対応及び恒久対応の実施については、現地対応もしくはオンラインでのリモート対応とし、異常検知から受託者の翌開庁時までに対応すること。

**【サポート対応時間】**

通常の問い合わせ対応は、平日 8 時 15 分から 17 時までとする。

障害時の問い合わせ対応は、365 日 24 時間とする。

## 8 章 品質保証

以下のクラウド PBX の品質を保証すること。

**【業務継続保証】**

サービス切り替え時間：可能な限り夜間（22 時～5 時）に実施し、業務再開までに要する時間を 60 分未満にすること。また、実施日時は事前に発注者へ周知し、転送機能を活用し、業務の停止がないように努めること。

業務継続要求：二重障害時も、サービス切り替え時間の規定内で業務継続できること。

稼働率：システムの稼働率を 99.9%以上とし、サービスの安定性を確保する。

**【応答時間】**

問い合わせに対する一次回答は 4 時間以内とし、障害対応については 1 時間以内とすること。

**【復旧時間】**

本市が求める目標普及時間を下記に示す。

- ・ 通常時の障害発生：1 時間以内に復旧できること。
- ・ 大規模災害時の障害発生：1 日以内に再開できること。

障害の内容に応じた復旧時間の目標を協議し決定する。

## 9 章 別途契約の要件

本事業の実施にあたり、必要に応じて追加の保守・運用支援契約を締結する。

**【SE 単価】**

現契約に含まれない、保守・運用支援契約の際に基準となる SE 単価（間接経費・直接経費を含む）を明示し、任意の書式にて提出すること。

なお、追加費用が無い場合は 0 円として提出すること。

## 10 章 研修

クラウド PBX の導入後、職員が適切にシステムを運用できるよう研修を実施し、操作マニュアルを提供すること。運用開始前に 3 回、発注者からの要望があるときは、1 年毎に 1 回実施すること。

※研修動画の提供等詳細は別途協議し決定するものとする。

### 【研修内容】

- ・システムの基本操作
- ・トラブルシューティング手順（転送 GW を含む）
- ・ユーザー管理方法
- ・通話ログやレポートの活用

### 【研修形状】

オンライン研修、動画研修、対面研修のいずれかを用意すること。  
ただし、1 回は対面研修とする。

## 11 章 契約満了後の機器の取扱い

契約満了時には、個人情報や通話データの漏洩を防ぐため、データの完全消去を行うこと。

## 12 章 プロジェクト管理

### 12.1 体制及び要員

#### (1) プロジェクト体制

本業務の遂行に関するプロジェクト実施体制で臨むこと。  
外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

#### (2) 要員計画

- ・本業務中の各フェーズを遂行するために、専任のプロジェクトマネージャーを 1 人割り当てること。
- ・運用フェーズにおいては、個別の責任者（システム運用業務責任者）を割り当てることとし、同時期に並行して遂行する他フェーズのプロジェクトマネージャーとは兼務させないこと。



- ・プロジェクト要員を計画し、要員の情報(プロフィール情報、スキル情報、参画期間、経験情報)を明確にすること。
- ・要員計画に関する達成水準を示す。全ての要員は少なくともこの水準を満たす者で配置すること。
- ・プロジェクト要員のスキルレベル：システムの構成を把握し、ログの収集・確認が実施できる程度のレベルを要する

### (3) 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務におけるプロジェクト管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ発注者と合意すること。

## 12.2 打合せ・報告

受託者は、事業全体のスケジュール等に十分配慮し、発注者との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受託者は、本業務の実施にあたり、発注者を行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、発注者にそのつど提出して内容の確認を得るものとする。

契約後に、新庁舎の建設工事の定例会に参加し、本委託業務の工程の説明、現場搬入、設置時期等の調整を工事施工者を行うこと。

## 13 章 成果品

- (1) 機器構成図、配線図
- (2) 機器取扱い説明用
- (3) 記録写真
- (4) 試験成績表
- (5) 操作マニュアル（トラブル時の操作マニュアルを含む）
- (6) その他本事業で必要と思われる資料

※上記の書類関係は、書面及び CD-R（正・副 2 部）として下さい。

## 14 章 その他

### 14.1 業務の再委託

契約に係る履行の全部又は発注者が仕様書などの設計図書等で指定した主要な部分若しくは概ね契約金額の 2 分の 1 以上に相当する業務を第三者に委託し、又は、請け負わせることは、原則禁止します。

なお、不随的な業務や補助的な業務の再委託については、文書による申請と本市の承諾が必要となります。

#### 14.2 知的財産権の帰属等

知的財産権等については、契約書に従う。

#### 14.3 機密保持

受託者は本業務に係る作業を実施するに当たり、発注者から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示または本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし次のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
- ・ 取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ・ 法令等に基づき開示されるもの
- ・ 発注者から秘密でないと指定されたもの
- ・ 第三者への開示または本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に発注者と協議の上、承認を得たもの

受託者は発注者の許可なく取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。

受託者は本業務に係る作業に関与した受託者の所属社員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

受託者は本業務に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る発注者に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により速やかに抹消すると共に発注者から貸与されたものについては、検収後1週間以内に発注者に返却するものとする。

#### 14.4 情報セキュリティに関する受託者の責任

##### 14.4.1 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は発注者が示す情報セキュリティポリシーを遵守すること。なお、個人情報の扱いについては、発注者が示す個人情報取扱特記事項を遵守すること。

##### 14.4.2 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は発注者のセキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すること。

#### 14.5 契約不適合担保責任

検収後1年間において納入成果物に契約上の不適合があることが判明した場合、受託者は次のいずれかの対応を行うこと。

- ・ 受託者の責任及び負担において、発注者が相当と認める期日までに改修、修正を完了する。ただし、改修、修正に過大な費用が掛かる場合は、受託者と発注者の合意の上で契約を解除する
- ・ 受託者と発注者の合意の上で、委託契約代金について不適合相当額を減額する。

#### 14.6 法令等の遵守

受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

#### 14.7 特記事項

本業務は、令和7年度予算による実施を前提とするものであり、当該予算の実施承認が遅延する、あるいは中断される事態が生じた場合には、発注者と受託者との間でその対応策について別途協議するものとする。